

課税標準の分割に関する明細書(地方税法施行規則第10号様式)を作成する際に、参考にしてください。

チェックリスト (分割基準の数値の算定にあたり再確認したい主な項目)

参照条文凡例

- 「法」・・・ 地方税法(昭和25年法律第226号)
「通知」・・・ 地方税法の施行に関する取扱いについて(昭和29年自乙府第109号)

- 2以上の都道府県において事務所又は事業所(以下「事務所等」という。)を設けて事業を行う法人は、課税標準額の総額を分割基準により分割し、各都道府県に申告します。
※ 別紙「分割基準の基本的な考え方」もあわせてご覧ください。

【従業者の数】

- ※ 以下の1～8までの項目は、法人県民税法人税割と法人事業税の分割基準について使用し、9～11までの項目は、法人事業税の分割基準についてのみ使用します。

- 1 アルバイト・パートタイマー・契約社員・嘱託(再任用)社員などを従業者の数に含めましたか。(通知9の1) チェック欄
1
- 2 役員、非常勤役員などを従業者の数に含めましたか。(通知9の1) 2
- 3 派遣会社等から派遣を受けた派遣労働者を従業者の数に含めましたか。(通知9の1(2)) 3
- 4 他社へ派遣した派遣労働者を従業者の数から除きましたか。(通知9の1(2)) 4
- 5 他社からの出向者を従業者の数に含めましたか。(通知9の1(2)) 5
- 6 他社への出向者を従業者の数から除きましたか。(通知9の1(2)) 6
- 7 休職者(連続して1月以上)を従業者の数から除きましたか。(通知9の1(3)) 7
- 8 事業年度末日の退職者を従業者の数に含めましたか。(法72の48④)(通知9の1) 8
- <資本金(又は出資金の額)が1億円以上で主たる事業が製造業である法人>
- 9 工場の従業者の数を1.5倍にしましたか。(法72の48④一) 9

【事務所等の数】

<主たる事業が非製造業である法人>

- 10 同一県内・市町村内に複数の事務所等がある場合には、それぞれ一の事務所等としましたか。(通知9の10(2)) 10
- 11 事務所等の数値を算定する場合、事業年度に属する各月の末日現在の数値を合計しましたか。(法72の48④二) 11

利用上の注意

- このチェックリストは、分割基準の数値の算定にあたって、誤りやすい主な項目をまとめたものです。
○ 不明な点については、金沢県税事務所までお問い合わせください。

お問合せ先：金沢県税事務所 課税課 課税第1係・第2係まで 電話 076(263)8832